

3. 工事实績情報の登録申請は、原則として以下の期限内に行うものとする。

(1) (略)

(2) 登録内容の変更時の登録申請は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日等を除き 10 日以内とする。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

(3) (略)

1-1-1-6～1-1-1-46 (略)

1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償

1～4 (略)

5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

1-1-1-48 (略)

第2編 (略)

第3編 森林土木工事共通編

第1章

第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-6 (略)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1. 一般事項

3. 工事实績情報の登録申請は、原則として以下の期限内に行うものとする。

(1) (略)

(2) 登録内容の変更時の登録申請は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日等を除き 10 日以内とする。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

ただし、請負代金額 2,500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。

(3) (略)

1-1-1-6～1-1-1-46 (略)

1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償

1～4 (略)

5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

1-1-1-48 (略)

第2編 (略)

第3編 森林土木工事共通編

第1章

第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-6 (略)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1. 一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- ① 工事完成図
- ② 電子成果品

2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、原則、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

(削る)

3. 電子成果品

受注者は、「森林保全事業における電子納品ガイドラインの制定について」(令和4年1月21日付け4林整計第577号)(以下、「電子納品ガイドライン」という。)に基づいて、電子成果品を作成及び納品しなければならない。

4. 地質調査の電子成果品

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、電子納品ガイドラインに基づいて電子成果品を作成しなければならない。

3-1-1-8～3-1-1-13 (略)

第2章～第4章 (略)

第4編 (略)

第5編 溪間・山腹工等

第1章～第5章 (略)

第6章 地すべり防止工

第1節～第3節 (略)

第4節 集水井工

5-6-4-1 一般事項

本節は、集水井工として掘削、土質柱状図、施工その他これらに類する工種について定める。

5-6-4-2～5-6-4-4 (略)

第5節～第10節 (略)

第6章～第9章 (略)

第6編 (略)

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- ① 工事完成図
- ② 工事管理台帳

2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

3. 工事管理台帳

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

4. 電子成果品又は紙の成果品

受注者は、電子成果品又は紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

(新設)

3-1-1-8～3-1-1-13 (略)

第2章～第4章 (略)

第4編 (略)

第5編 溪間・山腹工等

第1章～第5章 (略)

第6章 地すべり防止工

第1節～第3節 (略)

第4節 集水井工

5-6-4-1 一般事項

1. 本節は、集水井工として掘削、土質柱状図、施工その他これらに類する工種について定める。

5-6-4-2～5-6-4-4 (略)

第5節～第10節 (略)

第6章～第9章 (略)

第6編 (略)

森林整備保全事業施工管理基準
(略)

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	1	6	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。	(略)	3-2-1-6	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
3-2-1-6-2 (略)											
3	2	1	7	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。	(略)	3-2-1-7	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-7-2~3-2-1-10 (略)											
3	2	1	11	1	盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。	(略)	3-2-1-11	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-11-2 (略)											
3	2	1	12	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-12-2~3-4-3-4 (略)											
3	4	3	5		縁石工 (縁石・アスカ プ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	(略)	3-4-3-5	
3-4-3-6~3-4-3-25 (略)											
3	4	3	26	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側 溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-26	
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3-4-3-26-2 (略)											

森林整備保全事業施工管理基準
(略)

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	1	6	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(略)	3-2-1-6	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
3-2-1-6-2 (略)											
3	2	1	7	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(略)	3-2-1-7	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-7-2~3-2-1-10 (略)											
3	2	1	11	1	盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(略)	3-2-1-11	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-11-2 (略)											
3	2	1	12	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(略)	3-2-1-12 3-2-1-13	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 w1, w2	-100				
3-2-1-12-2~3-4-3-4 (略)											
3	4	3	5		縁石工 (縁石・アスカ プ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	(略)	3-4-3-5	
3-4-3-6~3-4-3-25 (略)											
3	4	3	26	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側 溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-3-26	
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所
3-4-3-26-2 (略)											

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	3 共通の 工程	26	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測定の管理方法を用いることができる。	(略)	3-4-3-26	
						幅 w1, w2	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
3-4-3-27~3-4-13 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-2
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の-2%			
	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-2
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						厚さ t	t<5cm	-10			
							t≧5cm	-20			
	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-3
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t	t<5cm	-10			
							t≧5cm	-20			
	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	3 共通の 工程	26	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-3-26	
						幅 w1, w2	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
3-4-3-27~3-4-13 (略)											
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-14-2
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の-2%			
	延 長 L	-200	1施工箇所毎								
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-14-2
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						厚さ t	t<5cm	-10			
							t≧5cm	-20			
	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。								
3 森林土木 工事共通 編	4 一般施 工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	(略)	3-4-14-3
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t	t<5cm	-10			
							t≧5cm	-20			
	延 長 L	-200	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。								

厚さ t	t < 5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
	t ≥ 5cm	-20	
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上			
延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上			
延長 L		-200	1施工箇所毎

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	4	1 法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長φ	φ < 10m	-100	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(略)	3-4-14-4 曲線部は設計図書による
					法長φ	φ ≥ 10m	-200			
					幅 w		-30	枠延長 100mにつき1ヶ所、枠延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
					高さ h		-30			
					枠中心間隔 a		±100			
					延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

3 森林土木工事共通編	4 一般施工	14 法面工 共通	4	1 法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長φ	φ < 10m	-100	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	(略)	3-4-14-4 曲線部は設計図書による
					法長φ	φ ≥ 10m	-200			
					幅 w		-30	枠延長 100mにつき1ヶ所、枠延長 100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					高さ h		-30			
					枠中心間隔 a		±100			
					延長 L		-200	1施工箇所毎		

3-4-14-4-2~5-3-5-8 (略)										
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製治山ダム工	5	1 鋼製ダム本體工 (不透透型)	水通し部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない。	5-3-6-5	
					水通し部	長さ L1、L2	-50			
					水通し部	幅 W1、W3	-50			
					水通し部	下流側倒れ△	±0.02H1			
					袖部	袖高▽	±50			
					袖部	幅 W2	±50			
					袖部	下流側倒れ△	±0.02H1			

3-4-14-4-2~5-3-5-8 (略)											
5 溪間・山腹工等	3 溪間工	6 鋼製治山ダム工	5	1 鋼製ダム本體工 (不透透型)	(新設)	高さ h ▽	±50	鋼製ダム(枠工タイプ)は図面の表示箇所測定。	5-3-6-5		
						(新設)	長さ L1、L2				-50
						(新設)	幅 W1、W3				-50
						(新設)	(新設)				(新設)
						(新設)	(新設)				(新設)
						(新設)	(新設)				(新設)

品質管理基準及び規格値
(略)

森林整備保全事業工事写真管理基準
(略)

品質管理基準及び規格値
(略)

森林整備保全事業工事写真管理基準
(略)

附 則 この通知は、令和4年4月1日から適用する。